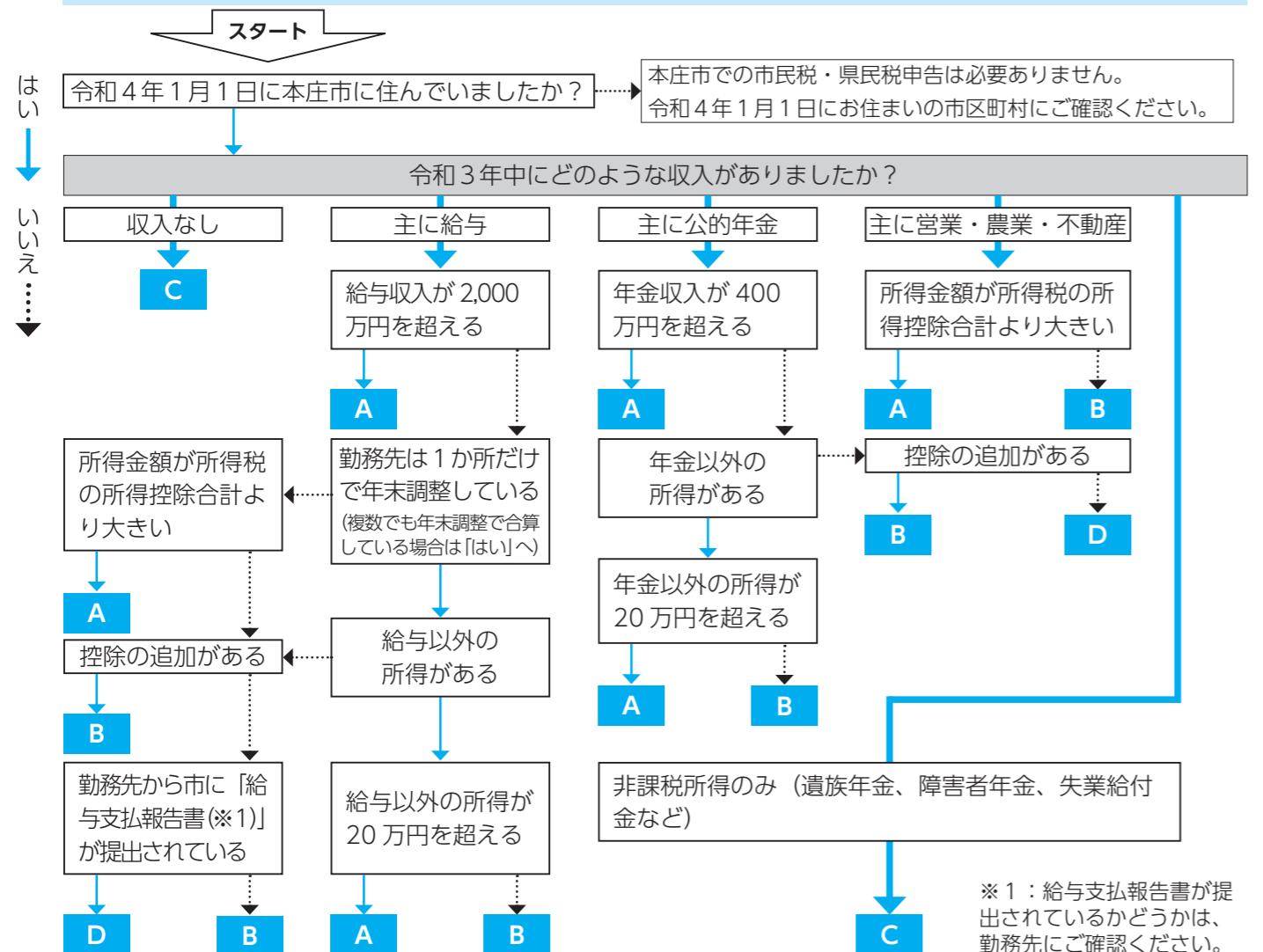


あなたの申告は所得税の確定申告？それとも市民税・県民税の申告？

フローチャートの質問に答えて、確認してみましょう！

次の①～⑪に該当する場合は税務署で確定申告が必要です(10ページ『本庄税務署からのお知らせ』をご覧ください)。該当しない場合はスタートから質問に答えて進んでください。

①青色申告をする	②令和2年分以前の確定申告をする
③死亡者の確定申告をする	④土地・建物・株式等の譲渡所得がある
⑤先物取引に係る雑所得等がある	⑥雑損控除を受ける
⑦住宅借入金等特別控除を受ける（初年度）	⑧山林所得がある
⑨災害減免を受ける	⑩外国税額控除を受ける
⑪外国に住んでいる扶養親族の扶養控除を受ける	



A	所得税の確定申告が必要	市民税・県民税の申告は必要ありません。
B	市民税・県民税の申告が必要	所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
C	市民税・県民税の申告が必要な場合あり	<p>次のいずれかに該当する場合は、市民税・県民税の申告が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">①16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主②後期高齢者医療保険被保険者とその世帯主③介護保険被保険者とその世帯主及び世帯員④市営住宅及び県営住宅入居者（中学生以下は除く）⑤医療福祉などの行政サービスを受ける場合⑥所得・課税証明書が必要な方 <p>※『収入がない旨の申告』に限り、申告受付期間前でも課税課（市役所1階）で受け付けます（2月14日㈪以降は申告会場での受け付けとなります）。</p>
D	申告は不要	所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

令和4年度市民税・県民税申告と
令和3年分所得税の確定申告の申告
受付を行います（所得税の確定申告
は還付申告などの簡易な申告のみ）。

なお、会場の混雑緩和のため、地
区ごとに申告相談の指定日を設定し
ています（10ページ参照）。また、
午前中は混雑が予想されますので、
混雑を避けてお越しください。

ご自身の必要な申告については、
9ページの「ロードマップ」でご確認
ください。

申告時に必要なもの

**①マイナンバーカードまたは通
知カード及び身元確認のでき
るもの（運転免許証など）**

※詳しくは、10ページ参照。

配偶者控除・扶養控除を受ける場
合は、その方のマイナンバーを確認
できるものも必要になります。

なお、次の方は扶養控除等の対象
とすることができません。

・年間の所得が48万円を超える方
・他の人の扶養控除等の対象となつ
ている方

申告時に必要なもの

この自身の必要な申請については、9ページのフローチャートで「確認ください」。

②所得がわかるもの

- ・給与所得、年金所得▼源泉徴収票
- ・事業所得（営業 農業）、不動産所得▼事前に收支計算を済ませた
收支内訳書
- ・配当所得、一時所得、雑所得▼年間取引報告書等、支払調書
- ・社会保険料控除▼国民健康保険、

④ 所得税の還付を受ける方は、申告者本人名義の口座が確認できる預金通帳など

※書類などに不備がある場合、再度お越しいただくことがあります。

介護保険要介護認定者の障害者 控除の適用について

午前中は混雑が予想されますので、混雑を避けてお越しください。

ご自身の必要な申告については、9ページのフローチャートでご確認ください。

申告時に必要なもの

①マイナンバーカードまたは通
知カード及び身元確認のでき
るもの（運転免許証など）

※詳しくは、10ページ参照。

配偶者控除・扶養控除を受ける場合は、その方のマイナンバーを確認できるものも必要になります。
なお、次の方は扶養控除等の対象とすることができません。
・年間の所得が48万円を超える方
・他の人の扶養控除等の対象となつ
ている方

בנין ותשתית

市民税・県民税申告書は郵送で提出できます

午前中は混雑が予想されますので、混雑を避けてお越しください。

ご自身の必要な申告については、9ページのフローチャートでご確認ください。

申告時に必要なもの

**①マイナンバーカードまたは通
知カード及び身元確認のでき
るもの（運転免許証など）**

※詳しくは、10ページ参照。

配偶者控除・扶養控除を受ける場合は、その方のマイナンバーを確認できるものも必要になります。

なお、次の方は扶養控除等の対象とすることができません。

- ・年間の所得が48万円を超える方
- ・他の人の扶養控除等の対象となつている方

**④ 所得税の還付を受ける方は、
申告者本人名義の口座が確認
できる預金通帳など**

※書類などに不備がある場合、再度
お越しいただくことがあります。

介護保険要介護認定者の障害者控除の適用について

申告 告は期限内に正しく行いましょう。会場では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行なうから受け付けてますので、ご協力をお願いします。

間
4(月)
5(火)
市民税・県民税

★課稅課 251112
務署 22-21111

8